

○横浜市スポーツ施設条例施行規則

平成 20 年 3 月 31 日

規則第 35 号

横浜市スポーツ施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市スポーツ施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市スポーツ施設条例(平成 10 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 スポーツ施設の開館時間は、別表第 1のとおりとする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、当該スポーツセンターの利用状況等を考慮して、開館時間を別に定めることができる。
- 3 市長(スポーツセンターにあっては、区長。次条第 2 項、第 4 条並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項第 5 号において同じ。)は、前 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 スポーツ施設の休館日は、別表第 2のとおりとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の公募)

第 4 条 市長は、条例第 4 条第 3 項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平 23 規則 46・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第 4 条第 4 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - (4) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(平 23 規則 46・一部改正)

(利用の許可の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定によりスポーツ施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、スポーツ施設を個人利用する場合は、この限りでない。

- 2 前項の利用許可申請書の受付は、別表第3に掲げる受付期間に行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
(平24規則16・一部改正)

(特別の設備の設置の許可の申請)

第7条 条例第8条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、特別設備設置許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平24規則16・一部改正)

(物品販売等の許可の申請)

第8条 条例第9条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物品販売等許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平24規則16・一部改正)

(許可の変更)

第9条 条例第7条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)で、許可申請書に記載をした事項を変更しようとするものは、あらかじめ、許可申請事項変更申請書(第5号様式)により指定管理者の許可を受けなければならない。

(平24規則16・一部改正)

(利用料金の後納)

第10条 条例第13条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平24規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 条例第14条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業のためにスポーツ、レクリエーション、文化活動等の行事にスポーツ施設(駐車場を除く。)を利用する場合 利用料金の半額
- (2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等

専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が個人利用する場合（横浜国際プールのスポーツフロアをテニスコートとして個人利用する場合を除く。次号において同じ。） 利用料金の全額

- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者が個人利用する場合 利用料金の半額（横浜文化体育館及びスポーツセンターの駐車場の利用料金にあっては、全額）
（平 24 規則 16・一部改正）
（利用料金の返還）

第 12 条 条例第 15 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 横浜文化体育館（平沼記念レストハウスを除く。）の利用者が利用日の 90 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額
(2) 横浜国際プール又はスポーツセンターの利用者が利用日の 5 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額
(3) 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額
（平 24 規則 16・一部改正）
（委任）

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。
（平 22 規則 29・一部改正）

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月規則第 29 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月規則第 46 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月規則第 16 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条第 1 項)

施設名	開館時間
横浜国際プール	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
横浜文化体育館	午前 9 時から午後 10 時まで
スポーツセンター	午前 9 時から午後 9 時まで

別表第 2(第 3 条第 1 項)

施設名	休館日
横浜国際プール及び横浜文化体育館	1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで
スポーツセンター	1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

別表第 3(第 6 条第 2 項)

施設名	受付期間
横浜国際プール及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の 3 日から利用しようとする日まで
横浜文化体育館	利用しようとする日の 12 箇月前から利用しようとする日の 10 日前(平沼記念レストハウスの会議室にあっては、前日)まで

第 1 号様式(第 5 条第 1 項)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

次のスポーツ施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名 :)

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長(スポーツセンターにあっては、区長)が必要と認める書類

(A4)

第 2 号様式(第 6 条第 1 項)

利用許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所

氏名・団体名

代表者氏名

電話

次のとおりスポーツ施設を利用したいので申請します。

(施設名 :)

行事名			
利用目的			
利用日	利用区分	利用室名・面	
施設利用料金			
附帯設備名	単価	延べ数	附帯設備利用料金
	利用料金合計		
入場料等の徴収の有無		予定人員	

(A4)

第 3 号様式(第 7 条第 1 項)

特別設備設置許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所

氏名・団体名

代表者氏名

電話

次のとおりスポーツ施設に特別の設備を設置したいので申請します。

(施設名 :)

特別の設備	設置日時	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで
	設置場所	
	設備内容	

(A4)

第 4 号様式(第 8 条第 1 項)

物品販売等許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所

氏名・団体名

代表者氏名

電話

スポーツ施設において次の行為をしたいので、次のとおり申請します。

(施設名 :)

行為日時	年 月 日() 時から
	年 月 日() 時まで
行為場所	
行為目的	
行為責任者	住所
	氏名 電話
行為内容	

(A4)

第 5 号様式(第 9 条)

許可申請事項変更申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所

氏名・団体名

代表者氏名

電話

次のとおりスポーツ施設の許可申請事項を変更したいので申請します。

(施設名 :)

許可を受けた利用・設置・行為 日時	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
申請理由	
変更内容	変更前
	変更後

(A4)